

公益財団法人横浜市建築保全公社契約不適格者認定等措置に係る苦情処理手続要領

制定 令和3年4月1日 要領第3号

(趣旨)

第1条 公益財団法人横浜市建築保全公社契約不適格者認定等措置要綱（以下「措置要綱」という。）に基づく契約不適格者の認定又は警告若しくは注意の喚起に対する苦情の処理に関する手続は、この要領に定めるところによる。

(対象となる措置)

第2条 本要領による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約不適格者の認定
- (2) 警告若しくは注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第3条 期間の計算については、民法（明治29年法律第8条9号）の期間に関する規定に従う。

2 期間の末日が、公益財団法人横浜市建築保全公社就業規程第22条に定める勤務を要しない日及び休日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(苦情申立て)

第4条 第2条各号に掲げる措置を受けた者は、当該措置について、書面（様式第1号）により苦情を申し立てることができる。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

3 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 契約不適格者の認定 当該契約不適格者の認定期間内
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第5条 理事長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に書面（様式第2号）により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当

の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第6条 理事長は、第4条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第7条 理事長は、第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下をする場合には、第5条第1項又は第6条の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(再苦情申立て)

第8条 第5条第1項の規定による回答に不服がある者は、書面(様式第3号)により、理事長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 契約不適格者の認定 当該契約不適格者の認定期間内(第5条第1項の規定による回答の翌日から当該契約不適格者の認定の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、第5条第1項の回答の翌日から起算して2週間以内)

(2) 警告等 第5条第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

(入札等評価委員会に対する審議依頼)

第9条 理事長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに公益財団法人横浜市建築保全公社入札等評価委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。この場合において、理事長は、当該再苦情に関する意見を委員会に送付するものとする。

(入札等評価委員会における審議)

第10条 委員会は、前項の審議の依頼を受けた場合は、遅滞なく審議を行う。なお、当該審議は非公開とする。

2 前項の審議結果は、再苦情申立てがあった日から概ね50日以内に理事長に報告するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第11条 理事長は、委員会の審議結果を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、再苦情申立てを行った者に対し、書面(様式第4号)により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
- (2) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い理事長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第12条 理事長は、第8条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表等)

第13条 理事長は、第11条第1項の回答をしたときは、再苦情処理結果について公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

苦情申立書

年 月 日

公益財団法人横浜市建築保全公社理事長

(苦情申立者)

住所

商号又は名称

代表者職名・氏名

印

電話番号

申立てに係る措置	
申立ての趣旨及び理由	

苦情申立に係る回答書

建保公第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者職名・氏名 様

公益財団法人横浜市建築保全公社
理事長

印

年 月 日付けで申立てがあった苦情について、次のとおり回答します。

申立てに係る措置	
回答	

この回答に不服がある場合は、公益財団法人横浜市建築保全公社理事長に対して、
年 月 日までに書面により再苦情申立てをすることができます。

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

公益財団法人横浜市建築保全公社理事長

(苦情申立者)

住所

商号又は名称

代表者職名・氏名

印

電話番号

申立てに係る措置	
申立ての趣旨及び理由	

再苦情申立に係る回答書

建保公第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者職名・氏名 様

公益財団法人横浜市建築保全公社
理事長

印

年 月 日付で申立てがあった苦情について、次のとおり回答します。

申立てに係る措置	
回答	